

<使用開始日>
2024年8月24日ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド
Aコース/Bコース
(野村SMA・EW向け)

追加型投信 内外 株式

【投資信託説明書(交付目論見書)】

| ファンド名 | 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|--------------------|---------|--------|---------------|------------------------------|------|------------------|----------------------|-------|
| | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| Aコース (米ドル売り円買い) | 追加型 | 内外 | 株式 | その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) | 年1回 | グローバル (日本を含む) | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし |
| Bコース (為替ヘッジなし) | | | | | | | | |

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:1959年12月1日

■資本金:171億円(2024年6月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:63兆0259億円(2024年5月31日現在)

<受託会社> 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうウエリントン・企業価値共創世界株ファンド Aコース/Bコース(野村SMA・EW向け)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年8月2日に関東財務局長に提出しており、2024年8月18日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先 野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時~午後5時★ホームページ★
<https://www.nomura-am.co.jp/>

ファンドの目的・特色

ファンドは、ESG[※]を投資対象選定の主要な要素としており、「ファンドの目的・特色」にその詳細を記載しています。
※ ESGとはEnvironment(環境)、Social(社会)及びCorporate Governance(企業統治)の総称です。

ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

■主要投資対象

新興国を含む世界各国の企業の株式を実質的な主要投資対象[※]とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資法人や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■投資方針

ファンドは投資する外国投資法人において、米ドル売り円買いの為替取引を行なう「Aコース」と対円での為替ヘッジを行なわない「Bコース」から構成されています。

■Aコースにおける為替取引のイメージ■

- Aコースでは、米ドル建て以外の資産(通貨)についても「米ドル売り円買い」の為替取引を行ないます。そのため、米ドル建て以外の資産については、米ドルと米ドル以外の通貨との間の為替変動リスクがあります。

(外国投資法人の円建ての外国投資証券)



※詳しくは後述の「為替変動リスク」をご覧ください。

- 各々以下の外国投資法人である「ウエリントン・マネージメント・ファンズ(アイルランド)ーウエリントン・グローバル・スチュワード・ファンド」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。

| ファンド名 | 投資対象とする外国投資法人の円建ての外国投資証券 |
|----------------------------------|---|
| Aコース (米ドル売り円買い [※]) | ウエリントン・マネージメント・ファンズ(アイルランド)ーウエリントン・グローバル・スチュワード・ファンドークラスS(円ヘッジ有、分配金無) |
| Bコース (為替ヘッジなし) | ウエリントン・マネージメント・ファンズ(アイルランド)ーウエリントン・グローバル・スチュワード・ファンドークラスS(円ヘッジ無、分配金無) |

※Aコースにおける「米ドル売り円買い」とは、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことをいいます。

- 通常の場合においては、「ウエリントン・マネージメント・ファンズ(アイルランド)ーウエリントン・グローバル・スチュワード・ファンド」への投資を中心とします*が、投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

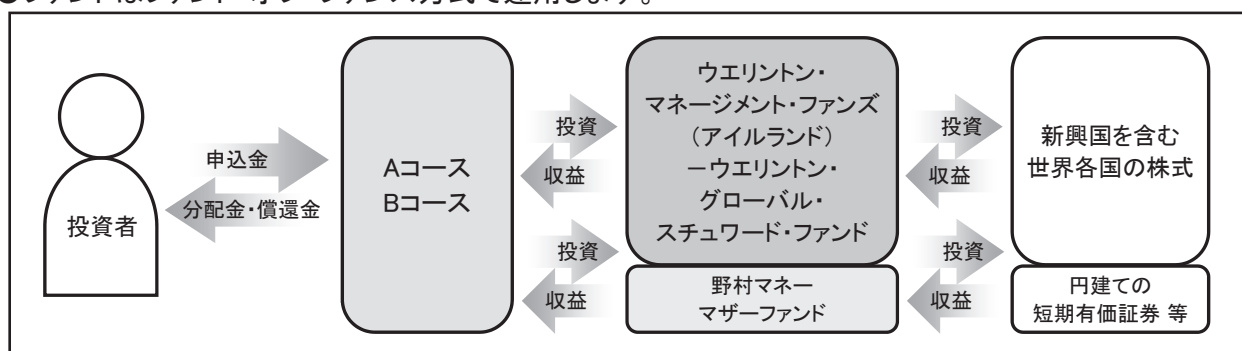
*通常の場合においては、「ウエリントン・マネージメント・ファンズ(アイルランド)ーウエリントン・グローバル・スチュワード・ファンド」への投資比率は、概ね90%以上を目標とします。

■ファンドの組入銘柄■

ファンドが投資対象とする「ウエリントン・マネージメント・ファンズ(アイルランド)ーウエリントン・グローバル・スチュワード・ファンド」は、ESG特性を重視して選定された銘柄に純資産総額の90%以上投資を行います。

*投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■投資対象とする外国投資法人の概要

ウエリントン・マネージメント・ファンズ（アイルランド）ーウエリントン・グローバル・スチュワード・ファンドークラスS（円ヘッジ有、分配金無）／クラスS（円ヘッジ無、分配金無）
（アイルランド籍円建外国投資法人）

| ＜運用の基本方針＞ | |
|----------------------------|--|
| 主要投資対象 | 新興国を含む世界各国の企業の株式を主要投資対象とします。 |
| 投資方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・新興国を含む世界各国の企業の株式を主要取引対象とし、信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。 ・ボトムアップ型のファンダメンタル分析に基づき、持続的に資本コストを上回る魅力的な資本利益率を生み出し、スチュワードシップ[※]への優れた取り組みを見せる企業の株式に投資を行ないます。 <p>※当ファンドでは、スチュワードシップを、企業が収益を追求するうえで、利害関係者（顧客、従業員、地域社会、サプライチェーン）にどのように利益を配分するか、また環境、社会、ガバナンスに関連するリスクと機会をどのように経営戦略に取り入れるかであると定義します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資にあたって、確立された競争優位性、明確なビジネス優位性、継続的な改善とイノベーションの実績、優れたリーダーシップなどの企業のビジネスモデルの優位性に着目します。 ・新興国市場への投資は純資産総額の20%を超えないものとします。 ・ウエリントン・グローバル・スチュワード・ファンドークラスS（円ヘッジ有、分配金無）は、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。 ・ウエリントン・グローバル・スチュワード・ファンドークラスS（円ヘッジ無、分配金無）は、組入資産について、原則として対円で為替ヘッジを行ないません。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券（上場投資信託等は除きます。）への投資割合は、純資産総額の5%を超えないものとします。 ・純資産総額を超えるデリバティブの利用は行ないません。 ・純資産総額の10%を超える借入れは行ないません。 |
| 収益分配方針 | 原則として分配は行ないません。 |
| 償還条項 | 外国投資法人の取締役会による償還決議がなされた場合には、償還となります。 |
| ＜主な関係法人＞ | |
| 管理会社 | ウエリントン・ルクセンブルグ・エス・エー・アール・エル |
| 投資顧問会社 | ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー |
| 保管会社 | ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ（アイルランド）リミテッド |
| 管理事務代行会社 名義書換事務 受託会社 | ステート・ストリート・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド |
| ＜管理報酬等＞ | |
| 信託報酬 | 純資産総額の0.65%（年率）以内 |
| 申込手数料 | なし |
| 信託財産留保額 | なし |
| その他の費用 | 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、借入金の利息等。 |

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

■投資対象とする外国投資法人におけるサステナブル投資■

投資対象とする外国投資法人では、持続可能な社会に向けて以下の目標を掲げています。

- ・経営陣や取締役がスチュワードシップへの優れた取り組みを見せる企業の株式に投資を行いません。
- ・パリ協定に基づき投資先企業において2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ(ネットゼロ)とすることを促します。

上記の目標に沿って設けられた社会や環境に関するスチュワードシップ基準について、一定の水準を満たす企業に投資を行ない、その投資比率は純資産総額の90%以上を維持することを基本とします。

■スチュワードシップ方針について■

投資対象とする外国投資法人では、ポートフォリオ構築プロセスにおいて、議決権行使やエンゲージメント(対話)を通じて得た知見などを活用して投資対象銘柄を決定します。

ウエリントン・マネージメント・グループは、議決権行使やエンゲージメント(対話)を通じて、投資先企業の持続可能な成長を促します。

ウエリントン・マネージメント・グループのスチュワードシップ方針の詳細は、以下のサイト(「野村アセットマネジメントの主なESGファンド」)内、「外部委託ファンドのスチュワードシップ方針」にある「ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド」の「スチュワードシップの方針はこちら」より、ウエリントン・マネージメント・グループのサイト(英語)にアクセスいただくと、ご覧いただけます。

<https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/esg-integration/esglineup.html#esglineup4>



■外国投資法人におけるポートフォリオ構築プロセス■

Step1:投資ユニバースの構築

- ・新興国を含む世界各国の企業の株式のうち、時価総額が大きく流動性が高い銘柄の中から資本コストを上回る資本利益率を生み出す銘柄を抽出し、投資ユニバースを構築します。
- ・ウエリントン・マネージメント・グループの投資除外方針(核兵器の製造、問題のある武器製造、石炭採掘等、オイルサンドの生産および精製、タバコ関連事業に関連する企業の除外)に従って、一部企業を投資ユニバースから除外します。

Step2:投資候補銘柄の選定 (企業調査とESG分析の融合)

企業調査を担当するチームに加え、専任のESG分析を担当するチームの綿密な調査を活用してポートフォリオ・マネージャーが投資候補銘柄を選定します。

- ・企業調査を担当するチームと密接に協働して、ビジネスモデルの優位性や収益性等に着目した調査により、長期的な視点で収益をあげることが期待される優良企業を特定します。
- ・ESG分析を担当するチームと密接に協働して、個別企業の分析や過去の知見の活用等により、業種・地域ごとにステewardシップへの優れた取り組みを見せる企業を選定します。

Step3:投資対象銘柄の決定 (ポートフォリオ・マネージャーの精緻な分析)

資本利益率とステewardシップ評価に焦点を当てた銘柄の評価を行ない、投資対象銘柄を決定します。

- ・各銘柄のステewardシップ責任に関する定性的な評価に対してスコアを付与(定量評価)します。
- ・議決権行使やエンゲージメント(対話)を通じて得られる独自の知見を活用します。
- ・なお、企業の本源的価値の評価、経営環境の変化への適応力、企業文化、資本政策等を勘案します。

Step4:ポートフォリオ構築

- ・ポートフォリオのリスク水準やバリュエーション等を勘案して投資対象銘柄の保有比率を決定します。なお、ポートフォリオ構築後は、リバランスを通じたポートフォリオの調整を行ないます。
- ・議決権行使やエンゲージメント(対話)を通じて投資先企業の持続可能な成長を促します。
- ・投資先企業のステewardシップへのコミットメントに対する信頼が失われた場合、または投資先企業における収益性の悪化からの回復が難しいと判断される場合には当該銘柄を売却します。

* 上記の投資対象とする外国投資法人の概要については、2024年8月2日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

■「野村マネー マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

■主な投資制限

| | |
|--------------|-------------------------|
| 株式への投資割合 | 株式への直接投資は行ないません。 |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への直接投資は行ないません。 |
| デリバティブの利用 | デリバティブの直接利用は行ないません。 |
| 投資信託証券への投資割合 | 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 |

■分配の方針

原則、毎年12月6日※(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

※初回は2024年12月6日となります。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

●ファンドの名称について

- ・「ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド Aコース(野村SMA・EW向け)」を「ウエリントン・企業価値共創世界株A(野村SMA・EW向け)」という場合、また「(米ドル売り円買い)」を付記する場合があります。
- ・「ウエリントン・企業価値共創世界株ファンド Bコース(野村SMA・EW向け)」を「ウエリントン・企業価値共創世界株B(野村SMA・EW向け)」という場合、また「(為替ヘッジなし)」を付記する場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

| | |
|--------------|---|
| 株価変動リスク | ファンドは実質的に株式等に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株式等の価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。 |
| 為替変動リスク | ・「Bコース」が投資する「ウエリントン・マネージメント・ファンズ(アイルランド)ーウエリントン・グローバル・スチュワード・ファンドークラスS(円ヘッジ無、分配金無)」においては、原則として対円での為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。 ・「Aコース」が投資する「ウエリントン・マネージメント・ファンズ(アイルランド)ーウエリントン・グローバル・スチュワード・ファンドークラスS(円ヘッジ有、分配金無)」においては、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことにより、米ドル建ての資産については為替変動リスクが低減しますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、米ドル建て以外の外貨建資産については、当該通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。この場合、当該通貨が米ドルに対して安くなった場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、円金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)がかかるため、基準価額の変動要因となります。 ・各ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。 |
| ESG投資に関するリスク | ファンドは、実質的に投資対象銘柄のESG特性を重視してポートフォリオの構築を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄の株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。 |

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ファンドが実質的に定める、投資対象銘柄のESG特性の基準を満たす銘柄数が著しく減少するなどの場合においては、ポートフォリオの構築プロセスに沿った運用ができなくなる可能性があり、想定するパフォーマンスとは異なるものとなる場合があります。また、目標とするESG特性の基準を満たせない場合があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 各コースが各々投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなる場合は、当該コースを繰上償還させます。
- 投資対象とする外国投資法人においては、当該外国投資法人全体で一定規模以上の純資金流入が生じた場合、当該流入に伴う組入有価証券の売買にかかるコスト等を反映させるため、純資産価格の計算において一定の調整（価格の増減）が行なわれる場合があります。その場合、ファンドの基準価額は、かかる一定の調整が行なわれた純資産価格を用いて計算されますので、ファンドの基準価額も影響を受けます。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスクの定量的比較

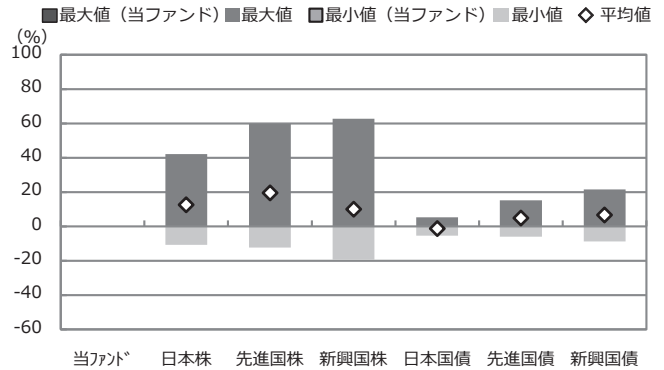
(2019年7月末～2024年6月末:月次)

●Aコース、Bコース

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

該当事項はありません。



| | 当ファンド* | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | — | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 5.4 | 15.3 | 21.5 |
| 最小値 (%) | — | △ 10.8 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 (%) | — | 12.7 | 19.5 | 10.0 | △ 1.2 | 4.9 | 6.7 |

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年7月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株: 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマーシング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマーシング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」)といひます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といひます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマーシング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマーシング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社の、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマーシング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマーシング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」といひます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」といひます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」といひます) についての提供、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所: 株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

運用実績 (2024年8月2日現在)

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。

●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 1円以上1円単位（当初元本1口＝1円） |
| 購入価額 | 購入申込日の翌営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。） |
| 購入代金 | 原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 |
| 購入の申込者の制限 | 販売会社にSMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）取引口座を開設した投資者等に限るものとします。 |
| 換金単位 | 1口単位 |
| 換金価額 | 換金申込日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 |
| 申込締切時間 | 午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （注）2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。 原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。） |
| 購入の申込期間 | 2024年8月24日から2025年8月22日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | 大口換金には制限を設ける場合があります。 |
| 申込不可日 | 販売会社の営業日であっても、申込日当日が下記のいずれかに該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・復活祭（イースター）直後の月曜日（イースターマンデー） ・メーデー（5月1日） ・クリスマスデー（12月25日）の直前および直後のニューヨーク証券取引所の営業日 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 無期限（2024年8月19日設定） |
| 繰上償還 | 各ファンドにつき、主要投資対象とする外国投資法人の外国投資証券が存続しないこととなる場合は、償還となります。 また、各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。 |
| 決算日 | 原則、毎年12月6日（休業日の場合は翌営業日）。初回決算日は2024年12月6日。 |
| 収益分配 | 年1回の決算時に分配を行いません。（原則再投資） |
| 信託金の限度額 | 各ファンドにつき、2兆円 |
| 公告 | 原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。 |
| 運用報告書 | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 * 上記は2024年6月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。 |

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|-------|
| 購入時手数料 | ありません |
| 信託財産留保額 | ありません |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|-------------------|--|-------------------|------------------------------------|--|-------|--|--------|---|--------|-------------------------|--|---------------------------------|-----------------------|--|---|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年0.275%(税抜年0.25%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容</td> <td> <委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 </td> <td>年0.2%</td> </tr> <tr> <td> <販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 </td> <td>年0.03%</td> </tr> <tr> <td> <受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 </td> <td>年0.02%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">投資対象とする外国投資証券 の信託報酬率</td> <td>年0.65%以内 (2024年8月2日現在 年0.5%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実質的な負担^(注)</td> <td>年0.925% 程度(税込) (2024年8月2日現在 年0.775% 程度(税込))</td> </tr> </tbody> </table> | | 信託報酬率 | | 年0.275%(税抜年0.25%) | 支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容 | <委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 | 年0.2% | <販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 | 年0.03% | <受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 | 年0.02% | 投資対象とする外国投資証券 の信託報酬率 | | 年0.65%以内 (2024年8月2日現在 年0.5%) | 実質的な負担 ^(注) | | 年0.925% 程度(税込) (2024年8月2日現在 年0.775% 程度(税込)) |
| | 信託報酬率 | | 年0.275%(税抜年0.25%) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容 | <委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 | 年0.2% | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 | 年0.03% | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 | 年0.02% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資対象とする外国投資証券 の信託報酬率 | | 年0.65%以内 (2024年8月2日現在 年0.5%) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 ^(注) | | 年0.925% 程度(税込) (2024年8月2日現在 年0.775% 程度(税込)) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(注)ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・ 手数料 | <p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|------------------|----------------------|--|
| 分配時 | 所得税、復興特別所得税 及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時及び 償還時 | 所得税、復興特別所得税 及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

- * 上記は2024年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■(参考情報)ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在(2024年8月2日現在)、運用報告書が存在しないため、参考情報として記載する該当事項はありません。